

平成18年 第1回沼田町議会定例会 会議録 (1日目)

平成18年 3月10日(金)

午前10時10分 開会

1. 出席議員

議長	9番	吉田好宏	議員	1番	杉本邦雄	議員
	2番	横山忠男	議員	3番	室田俊朗	議員
				5番	津川均	議員
	6番	山田英次	議員	7番	上野敏夫	議員
	8番	絵内勝己	議員	10番	中村保夫	議員
	11番	野道夫	議員	12番	橋場守	議員
	13番	大沼恒雄	議員			

2. 欠席議員 4番 久保 寛 議員

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	西田篤正	君	監査委員	山木一男	君
教育委員長	植木和美	君	農業委員会	中山勝	君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助役	藤間武	君			
総務課長	金子幸保	君	地域開発課長	生沼篤司	君
財政課長	辻山典哉	君	農業振興課長	矢野潔	君
住民生活課長	辻広治	君	建設課長	神憲彦	君
和風園次長	滝本久	君	旭寿園園長	田中聡	君

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	松田剛	君	次長	金平嘉則	君
-----	-----	---	----	------	---

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長	矢野潔	君
------	-----	---

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	浅野信行	君	書記	斉藤真二	君
------	------	---	----	------	---

8. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	議長諸般報告
	総務文教常任委員会審査報告
	町長の一般行政執行方針並びに教育長の教育行政執行方針
議案第 8 号	沼田町教育振興基金条例を廃止する条例について
議案第 9 号	沼田町スコール基金条例の一部を改正する条例について
議案第 10 号	平成 17 年度沼田町一般会計補正予算について
議案第 11 号	平成 17 年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第 12 号	平成 17 年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第 13 号	平成 17 年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について
議案第 14 号	平成 17 年度沼田町介護保険特別会計補正予算について
議案第 15 号	平成 17 年度沼田町老人保健特別会計補正予算について
議案第 16 号	平成 17 年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について
議案第 17 号	平成 17 年度沼田町水道事業会計補正予算について
議案第 18 号	沼田町まちづくり基本条例について
議案第 19 号	沼田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について
議案第 20 号	沼田町国民保護協議会条例について
議案第 21 号	沼田町国民保護対策本部及び沼田町緊急対処事態対策本部条例について
議案第 22 号	沼田町五カ山地区模範牧場条例について
議案第 23 号	沼田町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について
議案第 24 号	町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 25 号	町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 26 号	沼田町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 27 号	沼田町介護予防及び生活支援事業条例の一部を改正する条例について
議案第 28 号	沼田町介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第 29 号	沼田町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 30 号	沼田町公共下水道条例の一部を改正する条例について
議案第 31 号	沼田町個別排水処理施設条例の一部を改正する条例について
議案第 32 号	公の施設の指定管理者の指定について
議案第 33 号	沼田町道路線の変更について

- 議案第 34 号 沼田町道路線の認定について
- 議案第 35 号 平成 18 年度沼田町一般会計予算について
- 議案第 36 号 平成 18 年度沼田町養護老人ホーム特別会計予算について
- 議案第 37 号 平成 18 年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計予算について
- 議案第 38 号 平成 18 年度沼田町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 39 号 平成 18 年度沼田町介護保険特別会計予算について
- 議案第 40 号 平成 18 年度沼田町老人保健特別会計予算について
- 議案第 41 号 平成 18 年度沼田町公共下水道特別会計予算について
- 議案第 42 号 平成 18 年度沼田町水道事業会計予算について
- 一般質問
- 予算等審査特別委員会審査報告
- 議案第 43 号 公平委員会委員の選任について
- 請願第 1 号 上限関税反対などWTO農業交渉に関する請願について
- 請願第 2 号 米国産牛肉輸入の全面停止継続等を求める請願について
- 請願第 3 号 平成 18 年度酪農畜産政策・価格対策に関する請願について
- 意見案第 1 号 上限関税反対などWTO農業交渉に関する意見書（案）について
- 意見案第 2 号 米国産牛肉輸入の全面停止継続等を求める意見書（案）について
- 意見案第 3 号 平成 18 年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書（案）について
- 意見案第 4 号 「市場化テスト法案」に関する意見書（案）について
- 意見案第 5 号 医療制度改革関連法案に反対する意見書（案）について
- 意見案第 6 号 最低賃金引き上げ・改善を求める意見書（案）について
- 意見案第 7 号 北海道道州制特区に関する意見書（案）について
- 議員の派遣について

(開 会 宣 言)

○議長（吉田好宏議長）これより本日をもって招集されました、平成18年第1回沼田町議会定例会を開会致します。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉田好宏議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、8番絵内議員、7番上野議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（吉田好宏議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告を願います。橋場委員長。

(橋場委員長 登壇)

○委員長（橋場 守委員長）おはようございます。議会運営委員会の報告を致します。平成18年第1回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審議結果を報告申し上げます。

去る3月6日、午後2時より議会運営委員と正副議長出席のもと開催を致しました。助役・議会事務局より今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諮問事項を受けたところでもあります。これによりますと、今定例会に提出される案件は諸般報告2件、審査報告1件、一般質問、町長に対して8人14件、教育長に対して5人5件、計19件であります。

更に、平成17年度補正予算案8件、平成18年度予算案8件、条例について16件、その他4件がありました。また、議長に提出されました請願書、陳情書等、7件のうち、全てを上程すべきものとして取り扱うことで、意見の一致を見たところでもあります。

以上、付議事件全般について審議しました結果、今定例会の会期としては本日10日から17日までの8日間とすることで意見の一致をみております。

以上、申し上げます、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（吉田好宏議長）委員長の報告が終わりました。お諮り致します。本定例会の会期は委員長報告の通り、本日から17日までの8日間に致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から17日までの8

日間に決しました。

(議長の諸般報告)

○議長（吉田好宏議長） 日程第3、議長の諸般報告については、前定例会以降の議会の動静、例月出納検査結果報告書を提出致しましたので、ご覧願います。

(総務文教常任委員会審査報告)

○議長（吉田好宏議長） 日程第4、総務文教常任委員会審査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。横山委員長。

(横山委員長 登壇)

○委員長（横山忠男委員長） おはようございます。総務文教常任委員会審査報告。平成17年第4回定例会において、本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。

〔以下、調査報告朗読〕

○議長（吉田好宏議長） お諮り致します。本件に対する委員長の報告は不採択すべきものであります。本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。12番。

○12番（橋場 守議員） 質問致します。審議されたようでありますけれども。私達、町村議会で色々なことを検討するとき、国が今審議中だとか、そういうことで結論を後回しにするというのは、やはり、住民の立場から、この問題だけではありませんよ、すべての問題で、やはり住民の立場に立って先取りをして、国に意見を述べていくということがないと政治そのものを変えていくことは出来ないと思うのです。

今度の請願は、単に憲法9条だけは今のとおりに置いておきたいということの請願だったのです。今、ここに1政党のみの考えという認識でしかないと言って、自民党が出したから、これは1政党ですけれども、出したのは、しかし、今の状況を見ると非常に危険な状態で、あの中に書かれている9条の改正というのは、特に9条の2項なのです。今、アフガニスタンにも行っていますし、イラクにも自衛隊が行っていますけれども、あの人達が戦場に居て、誰一人まだ殺されていない、負傷もしていないのです。これは、その歯止めはなにかと言ったら9条の2項なのです。海外に出て戦争することは出来ないことになっているのです。いろんな法律は作ったけれども、自衛隊を派遣するような法律は作ったけれども、国会で総理大臣が説明するのに安全な所であるから行くと、戦場でないから行くのだと、こう言っているのです。それを今、9条の2項を外されて、どこにでも行って、言ってみれば協同して、カッコいいことを言っているのです。侵略に対して、お互いに平和を守るために行動するのだと言っているけれども、結局は戦争出来るような状態になるということなのです。そうすると、沼田からも自衛隊員が行っていますから、この人

達の安全が守られているというのは、憲法第9条の2項なのです。

やはり、私はそういう危険な状態に迫っているということから見ると、あちこちのことを変えるのは反対だとは言っていないです。9条だけは守っていこうではないかと、守るということを国に言いたいということなのです。その辺り、委員会としては、この9条はいいわと、変えてはならないという意見にはならなかったのでしょうか。ちょっとお聞かせさせていただきます。

○議長（吉田好宏議長）はい、2番。

○2番（横山忠男委員長）今、橋場議員のご質問でございますけれども、私共の委員会においては、この憲法9条は改悪という問題について、必ずしも改正されれば悪い方に向かうのだと、こういう問題ではないかと、こんなふうにも考えているところでございまして、橋場議員の請願書の中に、日本が成すべきことは憲法の平和原則を日本と世界の平和に役立てると、これはもちろんこういうことは我々も考えているところでございますけれども、いざ、攻めてこられたときに、そこにただ黙って殴られ損でいれるのか、こんなことも私には感じる訳でございますから、必ずしも改正するからといって改悪ではない、こんなふうにも思っておりますけれども、こういったことについては、充分改正の条文を見て、反対すべきことは反対していこうと、こんなふうな私共の委員会の考え方でございますので、その辺よろしくお願ひしたい、こんなふうに思っております。

○議長（吉田好宏議長）ほかにご意見ありませんか。

○12番（橋場 守議員）意見あります。質問はないです、もういいです。

○議長（吉田好宏議長）質問はありませんね。はい、意見どうぞ。

○12番（橋場 守議員）不採択に反対する立場から意見を述べたいと思います。実は、小泉総理大臣が靖国神社に参拝することによって、中国や韓国等が国交も途絶えてしまうというような状況になっているのですけれども、こういうことを言いました小泉さんは、内心の自由までも束縛するのかと、そういうことを言いながら、国家、国旗には本当に内心の自由を認めないようなことをやっているのですけれども、なぜ、靖国神社参拝に向こうの人達が反対するかと言ったら、靖国神社の遊就館という、戦争を展示した場所があるのだそうです。そこでは、第二次世界大戦、日本が真珠湾攻撃をしたのは、アメリカのせいだとか、アジアに侵略したのは、侵略ではなくて向こうの国の人達を助けるためだと言って、あの戦争を正当化しているのです。そういう人達がドンドン靖国神社に、国会議員ですよ、これは自民党もそうですし、民主党の中からも、その戦争を鼓舞しているような、称えているような、その靖国神社に神社参拝の会というのを作ってみんな行っているのです。ですから、自民党の案けれども、あの案というのはそういう人達の中で作ろう、変えようという人達がすごい動きとなっているのです。ですから、私はそういう動きを見たときに、それと実際に出てきた自民党の案の中にも外国で戦争を出来るような状況を作り出す案になっているのです。そういう立場から、やはり、憲法9条だけは、他の所ももつ

と守らせなければならぬのですけれども、福祉の問題でもなんでも、9条以外の憲法に規定されていることをもっと守りなさいということが必要なのですけれども、当面は、この9条だけは変えないでほしいという願いを込めているので、本来なら各所で憲法9条を守ろうという議会の意見書が挙がっていくべきだと私は思いますので、この不採択に対しては反対を致します。

○議長（吉田好宏議長）他にご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本請願について採決致します。お諮り致します。請願第7号は、不採択することに賛成の方、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（吉田好宏議長）挙手多数であります。よって、本請願は不採択とすることに決しました。

（町長・教育長の行政執行方針）

○議長（吉田好宏議長）日程第5、町長の一般行政執行方針並びに教育長の教育行政執行方針を議題と致します。始めに町長。

（西田篤正町長 登壇）

○町長（西田篤正町長）平成18年第1回の定例会を召集申し上げましたところ、御多用中にも係わりませず、多くの議員の皆さん方の御出席を賜りましたことをまずもって厚く御礼を申し上げたいというふうに思います。ただいまから18年度に関わる町政の執行方針について申し上げたいというふうに思います。

（以下、平成18年度町政執行方針を朗読）

○議長（吉田好宏議長）次に、教育長。

（松田 剛教育長 登壇）

○教育長（松田 剛教育長）教育行政執行方針を申し上げます。

（以下、平成18年度教育行政執行方針を朗読）

○議長（吉田好宏議長）以上で、行政執行方針を終わります。ここで、休憩を致します。

11時27分 休憩

(一 般 議 案)

○議長（吉田好宏議長）再会致します。日程第6、議案第8号 沼田町教育振興基金条例を廃止する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第8号 沼田町教育振興基金条例を廃止する条例について、沼田町教育振興基金条例を廃止する条例を提出する。平成18年3月10日提出、町長名でございます。

沼田町教育振興基金条例を廃止する条例でございまして、平成12年条例第29号におきます、当該基金条例については廃止をすることと致しました。提案の理由と致しましては、本基金につきましては、沼田高校の入学奨励事業と致しまして普通免許の取得、あるいはポートハーディへの派遣費用、これらを留保するための基金でございまして、既に事業が終了したことによりまして、この基金条例を廃止するものでございます。以上でございます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、13番。

○13番（大沼恒雄議員）ちょっとお尋ね致します。事業の執行が終わったとしたら、これは廃止しないとならないものなのか。それとも、この事業としては、例えば、継続性があるとしたら、これは再度復活させるものなのか、それとも、置いておいても良いものなのか、その辺の判断をちょっと教えていただきたいのですけれども。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○財政課長（辻山典哉課長）この基金につきましては、入学当時において既に将来に債権が確定すると言いますか、費用が確定をする、それを予め積み立てておくという基金でございまして、それ以外の内容については当面考えていない条例でございます。そういったことから、その事業が終了した時点で目的が達成されたというふうに考えております。

○議長（吉田好宏議長）13番、よろしいですか。他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第8号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第7、議案第9号 沼田町スコーレ基金条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第9号 沼田町スコーレ基金条例の一部を改正する条例について、沼田町スコーレ基金条例の一部を改正する条例を提出する。平成18年3月10日提出、町長名でございます。

この基金条例の改正につきましては、第2条第2項、1億8,000万を5,400万に改める、とこういう内容でございます。この内容につきましては、このスコーレ基金につきましては、生涯学習機会の提供あるいは国際交流による人材育成のための特定目的基金でございますけれども、現在残高、17年度末見込みで約1億5,400万円保有をいたしてございます。過去、図書館の蔵書事業、こういったものを中心に充当してまいりましたけれども、概ね図書館の蔵書も完了致しまして、今後必要とされる事業を勘案しても概ね5,400万円の残高で事業継続が可能であろうというようなことから、その残余、1億円を一般財源として一般会計歳入予算に繰り入れることが出来るということとしたものでございます。以上でございます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第9号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第8、議案第10号。平成17年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第10号 平成17年度沼田町一般会計補正予算について。平成17年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成18年3月10日提出、沼田町長名でございます。別冊の補正予算第7号1頁をお開き願いたいと思います。

〔以下、補正予算第7号説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。12番。

○12番（橋場 守議員）10ページの法人税、476万円減額になっておりますけれども、これは17年度予算ですから法人税は16年度の法人の事業に対して係るものですね。

そうすると16年度も17年度も景気が良くはなっていないので、こういう特に、農業協同組合から法人税が入ってくるのかはわかりませんが、18年度もやはり町民税、法人税の伸びというのはまったく見込めないような状況なのですか。やはりこういうふうには法人税、400万減額しなくても大した大きくない額なのに、交付税の方で足りない分は来ることになるのだろうかけれども、ずいぶん景気が悪いということになって住民の生活も大変になっていくのだろうかと思って、見通しはどのようなふうになりますか。

○議長（吉田好宏議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）見通しと言いますと、18年予算に絡む話になる訳であります。当然、こういった今の経済情勢を踏まえた中で予算を立てなければならないという部分が、非常に厳しい見方で予算を組まざるを得ないというのが実態でございます。

○議長（吉田好宏議長）他にございませんか。はい、1番。

○1番（杉本邦雄議員）杉本です。28ページの農業総合対策の関係で、本来であれば中山農業委員会会長がおられれば良かったのですが、不幸がありましたので欠席であります。農協と資金を出し合って3,000万余りの総合対策をするということでありますが、以前にも360万程余った時に質問させていただいたのですが、この1,000万ということになると農家の希望と総合対策で出しているメニュー、これが3分の1合わないということですね、ということで余ったのだと思います。そうなりますと、私としては残念だなと、せっかく町が総合対策で農業支援をしようということで考えておられる訳ですけども、出来なかったと、その原因についてはどのように判断されているかお伺いしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、農業振興課長。

○農業振興課長（矢野 潔課長）ただいまの御質問でありますけれども、確かに総額では1,042万ということで相当な額を減額することになる訳でありまして、特にこれは、土づくり推進事業から、それぞれ6本、7本と、それぞれが減額になって積みあがったものでございます。特にこの中でも、生産組織育成支援事業、これも1年間の中でずいぶんPRをしてきた訳でありまして、特に可能性のある法人ということで、それぞれ農協とタイアップしていた訳でありますけれども、結果としては、今のところ、法人設立までに至らず、ちょっと変則的な中で低コスト化を図っていくと、こんなことで方向転換されました。そういう方向にならないで生産組織がたちあがれば、500万プラスαの予算が必要であったのかなと、主なる要因は生産組織の関係でございますので御理解いただければと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、1番。

○1番（杉本邦雄議員）この件については、その生産組織ということで法人化を勧めようということであろうと思います。法人化、私もちょっと経験しておるのですが、施設を改築するということですか、あるいは機械を導入すると、そういう点は国からの補助を受けや

すいというような面はありますが、先程、農業委員会の話をしましたけれども、農業委員会と統一性が取られていないのです。どういうことかと言いますと、私も農地について個人では出来ないので、法人で拡大してがんばろうという考えでスタートしたのですが、農地を求めるときに法人も1つですよと、個人と同じ資格ですよということで、例えば、2人、3人で法人を作りましたと、そうしたら、個人と同じように扱うという農業委員会の判断なのです。そうなりますと、せっかく法人を作って農地を伸ばしていこうと思っても伸ばさせないと、逆に言うとそのことです。そういうことを農業委員会の特別委員会の中で聞きましたら、そういうふうな判断でやっていますと、それでは町の振興を考える中で法人を育てようと、だけれども農業委員会はその機能しないということなのです。それでは、やはり法人やっても意味ないぞと、こういう考え方も出てこない訳でもないのです。ですから、中山さん居ればよかったのですが居りませんから、やはり町の振興策とそういった組織は同じ考えですすむという形でないと、こういうせっかくの予算が使い切れないということになりますので、この点について町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）農業委員会の見解というのは、私、充分承知をしておりますので、会長さんとも良く話し合いをさせていただいて、整合性の取れない部分については、今後そういう整合性を取れるような状況に改善していきたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第10号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第9、議案第11号 平成17年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。和風園園長。

○和風次長（滝本 久次長）議案第11号 平成17年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成17年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成18年3月10日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、補正予算第3号内容説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありません

か。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第11号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長(吉田好宏議長) 日程第10、議案第12号 平成17年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園園長。

○旭寿園長(田中 聡園長) 議案第12号 平成17年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成17年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成18年3月10日提出、沼田町長名でございます。

[以下、別冊補正予算第3号内容説明]

○議長(吉田好宏議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。13番。

○13番(大沼恒雄議員) 歳出、歳入の積立金、基金の積立金と繰入金の関係の数字が違うのだけれども、これは歳入の方でいえば850万円は使おうと思ったけれども使わなかったのですよという感覚だと思うのです。歳出の方は、762万8千円が入ってくる予定だったのだけれども入ってこなかったという感じなのだろうか、ちょっともう一度御説明お願いしたいのですけれども。

○議長(吉田好宏議長) 休憩致します。

14時30分 休憩

14時31分 再会

○議長(吉田好宏議長) 再会致します。どうぞ。

○旭寿園長(田中 聡園長) すみません。説明をちょっと間違えました。積立金の方は別個の扱いで、基金積立金は執行残の方であってこれと相殺、先程言いましたけれども、850万は最初繰り入れする時には工事費と備品等の、そっち側の方で繰り入れすることになっていました。それで精査によって執行残の方の積立金と相殺によって、最終的には戻し入れするという格好になります。金額は同等にはならないです。残り分を充てて相殺して、結局、おろさなくて良い格好になることになるのですが。

○議長（吉田好宏議長）休憩します。

14時32分 休憩

14時33分 再会

○議長（吉田好宏議長）再会致します。他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第12号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。暫時休憩を致します。

14時34分 休憩

14時47分 再会

○議長（吉田好宏議長）再会致します。日程第11、議案第13号 平成17年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第13号 平成17年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。平成17年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成18年3月10日提出、町長名でございます。

〔以下、補正予算第3号内容説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、2番。

○2番（横山忠男議員）2番、横山です。高齢者のインフルエンザの関係なのですが、補助をしたのが84万で、一般会計から42万入ってきているのですけれども、何人ぐらいインフルエンザの注射を受けたのか、1回受けた人と2回受けた人がいるのかなと思うけれども、その辺、把握できたらお願いします。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○住民生活課長（辻 広治課長）総体の人数については、大変申し訳ありません、今持ちあわせておりませんが、国保該当者で210名になっております。

○2番（横山忠男議員）84万ということは、840人ということではないのか。

○議長（吉田好宏議長）辻 課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）町で実施している事業は、1人2,000円負担になっております。大変申し訳ありません、私、210名と言いましたが、420名の誤りです。大変失礼しました。

○議長（吉田好宏議長）他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第13号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第12、議案第14号 平成17年度沼田町介護保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第14号 平成17年度沼田町介護保険特別会計補正予算について。平成17年度沼田町介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成18年3月10日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、補正予算第3号内容説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、12番。

○12番（橋場 守議員）ちょっと間違っているかな、介護保険で病院で、療養型で入っている人がいるでしょう。この人達は、今は食費だとか、居住費は取られているのだったかい。それらは今度どこに入ってくるの。

○議長（吉田好宏議長）はい、住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）居住費、食費関係は、それぞれ施設なり病院なりが直接徴収するものでありまして、この特別会計の中には一切収入としては入りません。

○議長（吉田好宏議長）はい、12番。

○12番（橋場 守議員）療養型のベッド数が減らされるということで、今、厚生病院に入っている人の中から、是非、特別養護老人ホームに入ってくれと言われて申し込みをしなくてはならないというような格好で何人か出されてきているのです。実際には、ここの厚生病院では、ベッド数13だか、いくらあったはずですよ。それがどのくらいに減らされていくのか。もし病院に入っている人の中で生活保護を受けている人がいたら、その

人は特別養護老人ホームに入れるの、病院から出された時、ちょっと教えてほしい。

○議長（吉田好宏議長）はい、住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）療養型の廃止につきましては、医療改革大綱ですか、なにかでも2024年でしたか、までに全廃、徐々に減らすのではなくて、それまでに全廃というスタイルにしております。ただ、今、厚生病院がそれに対応して、どういう処置を講じていこうとしているのか、くわしく私共は承知しておりません。そういった部分では私共の調査不足で申し訳ありませんが、今報告できる状況にはありませんので、御理解をいただきたいと思います。

それから、生活保護者が施設に入所は出来ないのかということなのですが、それは条件が、介護度だとか、そういった条件を整えば当然入所は可能になります。ただ、生活保護費の部分も、年金受給者であれば年金受給の額に応じて食費だとか居住費関係が算定されます。そういった中でどうしてもそれが無理だというようなことであれば、それは保護費の中で確か見てもらえるというか、入所は可能だと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、よろしいですか。他に、はい、13番。

○13番（大沼恒雄議員）保険給付費、これは介護サービスのいろいろ給付費がありますが、この6,600万減額になったということは、サービスの利用が無かったということで理解してもよろしいのでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）はい、住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）保険給付費のサービス諸費のこの額の決定につきましては、15年度の第2期の介護保険が、3カ年間、15・16・17と見られている訳なのですが、その段階で将来、これ位必要となるだろうという試算の中でやったところであり、ただ、沼田の場合、特別養護老人ホーム、それから療養型の病院もある、それから、なごみという認知症の施設もある。そういった中で、入所者が1人増えたり2人増えたり、それによって相当介護保険料の方にも影響してくる段階で、多少、サービスの給付費を高く見ていた部分もあったかと思えます。現状の中では、次の新年度予算の中でもちょっと触れさせていただきませんが、介護認定者が、それ程極端に増えている訳ではない。それから、高齢化率は高いのですけれども、高齢者もそんなに増えている訳ではない。そういった状況で、たまたま施設入所やそういうのが極端に増えてこなかったということで、不用額が出たということで御理解をいただければと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○13番（大沼恒雄議員）ということは、それが今度、介護保険料ということで減額したらという話になってくるのだけれども、それがこれから出てくる議案28号に関係していくというふうに考えてもよろしいですか。

○議長（吉田好宏議長）はい、住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案28号の条例改正ですね。私達の方もそういった試

算、過去の実績だとか、そういうものを踏まえて新年度から始まる3期の介護保険料の設定を考えさせていただいているところであります。

○議長（吉田好宏議長）はい、13番。

○13番（大沼恒雄議員）これから28号がまた出てくるのだけれども、沼田町における独自の介護、例えば、在宅介護支援だとか居宅に対しての改造資金だとか、そういったものを今後もう少し使いやすいように、と言ったらいいのかもしれないけれども、変えていくというような形というのは考えられているのですか。

○議長（吉田好宏議長）はい、住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）介護保険そのものの利用だとか、そういったものについては、当然、使いやすい、それから皆さんが周知されて、こういうものもあるのだということの周知だとか、そういったものを徹底していかなければいけないのですけれども、介護認定それから介護サービスを受けるためには、ケアマネジメントという…

○13番（大沼恒雄議員）議長。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○13番（大沼恒雄議員）課長、ごめんなさい。それを言っているのではなくて、すでに介護認定を受けている方が、例えば、居宅でもって改造資金ありますよね、それが、例えば、入院して帰ってこないとダメですよという、何ヶ月かあるのですよね、沼田町の場合。そういったものを廃止していくというか、もうちょっと使いやすいようにしていくという考え方があるかということ、ちょっとお尋ねしたのですけれども。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○住民生活課長（辻 広治課長）今の御質問の関係ですけれども、これは介護保険制度の中で、入院中にその場所をやるとか、そういうことは制度そのものがそういうふうになっているものですから、沼田町独自にそれを変えるとするならば、支庁なりそういったものの協議も必要でしょうし、その辺のところは指導監査なりいろいろある段階で、入院の前にもうすでに家を直してしまって、本人の状態がどうだこうだというきちっとした状況が把握できない中でどうしたらいいのかというそういった住宅改修も、本人に合わせた改修をする訳ですから、その中では事前にやるとかそういうことはちょっと難しいかなと思います。そういったことが可能かどうか、支庁の方にも確認をしておきたいと思います。制度上、そうはなっていないということで理解して下さい。

○議長（吉田好宏議長）はい、他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致し

ます。お諮り致します。議案第14号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長(吉田好宏議長) 日程第13、議案第15号 平成17年度沼田町老人保健特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長(辻 広治課長) 議案第15号 平成17年度沼田町老人保健特別会計補正予算について。平成17年度沼田町老人保健特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成18年3月10日提出、町長名でございます。

[以下、補正予算第3号内容説明]

○議長(吉田好宏議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第15号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長(吉田好宏議長) 日程第14、議案第16号 平成17年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(神 憲彦課長) 議案第16号 平成17年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について。平成17年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成18年3月10日提出、町長名でございます。

[以下、補正予算第3号内容説明]

○議長(吉田好宏議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第16号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

か。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長(吉田好宏議長) 日程第15、議案第17号 平成17年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(神 憲彦課長) 議案第17号 平成17年度沼田町水道事業会計補正予算について。平成17年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成18年3月10日提出、町長名でございます。

[以下、補正予算第3号内容説明]

○議長(吉田好宏議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第17号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

(議案の一括審議)

○議長(吉田好宏議長) ここで、議案の一括議題について、お諮りいたします。この際、日程第16、議案第18号、沼田町まちづくり基本条例についてから、日程第40、議案第42号。平成18年度 沼田町水道事業会計予算についてまでの、条例改正等17件、予算案8件を一括して議題に致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、日程第16、議案第18号から、日程第40、議案第42号までの、条例改正等17件、予算案8件を一括して議題と致します。

お諮り致します。この際、議案の朗読を省略し、議員全員による予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、議員全員による予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮り致します。ただいま設置されました、予算等審査特別委員会の正副委員長につきましては、委員会条例第8条第2項の規定にかかわらず、議長から指名する事に致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、正副委員長につきましては、議長から指名することに決定致しました。それでは、議長から指名致します。

委員長に、杉本邦雄君、副委員長には、大沼恒雄君を指名致します。お諮り致します。只今、指名致しましたとおり正副委員長を決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、予算等審査特別委員会の正副委員長は、ただいま指名致しましたとおり決定を致しました。

（サンデー議会の開議宣言）

○議長（吉田好宏議長）ここで、議長より開議日時の宣告をいたしたいと思っております。3月12日、日曜日は通常休会日となりますが、会議規則第10条第3項により、議会を開会することを宣告します。

なお、開会の時間は午後1時と致したいと思っております。

（延会宣言）

○議長（吉田好宏議長）お諮り致します。本日の会議は、これで延会致したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本日は、これで延会することに決しました。本日はこれにて延会致します。大変、ご苦労様でした。

15時32分 延会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員